



北斗市 農業委員会だより

編集発行
北 斗 市
農 業 委 員 会
☎0138(77)8811



学校給食で食べているお米（ふっくりんこ）への意識・理解を深めることを目的に、市内の小学生を対象にした稲刈り体験が行われました。
(主催 北斗市農業振興対策協議会)

農
業
委
員
会
だ
よ
り



会 長
和 田 勝 雄

「農業委員会だより」の発行にあたり一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より農業委員会活動に対しまして深い御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

今夏、北斗市では深刻な雨不足により上磯ダムの貯水量が著しく低下し、水稲への影響が大変懸念されました。この間、二度にわたる取水制限が実施されたことにより必要水量を何とか確保することはできましたが、普段何気なく利用している水の有り難さを改めて痛感させられたところでございます。

さて、北斗市農業委員会は本年四月に改選となりまして新たな「農業委員」十四名と「農地利用最適化推進委員」十名とで連携を図りながら今日まで「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止や解消」、農地パトロールや農地相談の実施等に取り組んで参りました。

高齢化や後継者不足など農業の課題は依然として山積みしておりますが、私ども農業委員及び農地利用最適化推進委員一同、地域の良き相談役としてまた、優良農地を確保するため、農地の番人として皆様方の御期待に応えられるよう引き続き邁進して参る所存でございますので、今後とも変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます、発行の御挨拶いたします。

農業委員会はこんな活動をしています！

農業委員会総会(毎月)



農業委員14名により農地法等の申請内容を審議及び許可決定する場です。

農地現況調査(毎月)



申請の土地が農地か非農地であるかを調査します。法務局に登録されている土地の地目変更登記を行う際に必要な書類を発行します。

農地巡回(毎月)



北斗市内の農地を巡回し、必要に応じて指導をします。近年は雑草が繁茂して管理がされていない農地が多くなってきております。

作況調査(9月開催)



収穫前に市内の田んぼを巡回し、今年の稲の生育状況を確認しています。

研修会(年2回開催)



日々変わる農業情勢について、毎回テーマを設けて研修会を開催し、委員自身の見聞を広げております。

農地相談(毎月)



市内の農地を管理・指導するため、日々様々な活動を実施しています。

農業者の様々な農地問題等を解消するため、農地相談日を設けております。相談日は市の広報にも掲載しております。

視察研修報告

10月23日～10月25日

【宮城県石巻市 大震災まなびの案内】

東日本大震災から8年が過ぎ、関心が薄くなってきたなかでの視察でした。

一見、元に戻ったように見えたまちでしたが、居住不可地域に指定された場所に戻れない人々がいることや、時間が経ったことで高齢化が進み、災害公営住宅から出て生活再建するのが難しくなっていることなどの説明を受けました。また、空き地が広がっている状況を目の当たりにしたことで、改めて津波被害の大きさと、復興が時間との勝負で、かつ簡単に終わらない問題でもあり、忘れてはいけないことだと痛感しました。

【秋田県横手市 園芸振興拠点センター】

農家からの要望と、後継者問題などを解決することを目的とし、廃校となった中学校跡地に今年の4月から業務を開始した施設で、園芸品目の栽培実証や新規就農者向けの農業研修を行う農場部分と、6次産業化の支援を行う施設の2つに分けられています。

6次産業化支援施設では、HACCPに対応した施設となっており、新製品開発と共に、衛生管理を徹底するためには、どのような施設でなければならぬかを学ぶことができていました。

農場部分では、スマート農業の実証用ハウス内でイチゴ栽培を見学しましたが、設備が高額なことからイチゴの販売だけでは採算は取れないとの説明を受け、どのように簡略化して自分の農場に応用するかが難しい問題だと思いました。

また、農業技術を学ぶ研修生が県外からも来ており、地域の就農者を増やすために関係機関が協力して取り組んでいる成果が現れていると感じました。

【青森県黒石市 鳴海醸造店】

文久三年(1806年)から続く造り酒屋で、地元の酒米、地元の水を使った酒造りを行っていました。

黒石市の観光資源でもある、こみせ通りにあり、歴史のある建物も見所になっていましたが、維持管理が大変との説明を受け、町並みを守るために並々ならぬ努力をしていると思いました。

酒造りは良質な原材料がなければ良い酒にならないことから、農家との信頼関係も大事とのことでした。ただ、全国新酒鑑評会において、吟醸酒で賞をとるためには主流の味にする必要があり、この蔵においても出品した吟醸酒は兵庫県産の山田錦を使用しているとのこと、地元の酒米のレベルを上げるため、品種改良や栽培方法の改良などが必要なのだと思います。

【全体として】

持続可能な農業のために、品種改良や栽培技術の向上、6次産業化など、いろいろな手法があると思いますが、まずは稼げる農業であることが大前提であり、今回の研修は、そのことを考える良いきっかけになったと思います。



農 地 に 関 す る Q & A

Q. 農地を相続した場合でも農業委員会の許可が必要でしょうか？

A. 相続は農地の売買・賃貸借等のように権利の設定や移転のための法律行為ではないことから、許可の対象にはなりません。ただし、相続や時効取得で農地の権利を取得する場合には、農地法の規定により、その権利取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に農業委員会へ届出をしていただくようお願いしております。

Q. 現地には建物が建っているのに、登記簿の地目が「農地」になっています。この場合はどうすればいいでしょうか？

A. 現況が宅地等の【農地以外】である場合、転用等の許可は必要ありませんが、事前に登記簿の地目を農地以外に変更する必要があります。現況証明書は、このような地目変更の登記申請の際に添付するものですが、厳正な現地調査をした上で発行します。事前に農業委員会事務局（総合分庁舎内）へご相談ください。

Q. 農地の転用とはなんですか？

A. 農地を農地でなくすることです。すなわち、農地を住宅、駐車場、資材置き場、店舗、山林などの用途に転換することです。全ての農地が転用許可の対象となります。登記簿上は農地でなくても現在農地として使用している土地も含まれますし、未管理の農地でも農地として農地台帳に登録されている農地も含まれます。

農地転用ができない箇所や、許可書の発行までに約2ヶ月かかる場合もありますので、事前に農業委員会事務局（総合分庁舎内）へご相談ください。

Q. 一時的な農地の転用でも許可が必要ですか？

A. 一時的であっても農地を農地以外として使用する場合には許可が必要です。許可書の発行までに約2ヶ月かかる場合もありますので、事前に農業委員会事務局（総合分庁舎内）へご相談ください。

Q. なぜ農地転用には許可が必要なのですか？

A. 農地は、国民の食料を生産する基盤であり、耕地の少ない日本では、優良農地を確保するとともに最大限効率的に利用し、合理的な土地利用と安定的な食料の供給を図っていくことが必要です。このため、農地の転用または転用のための権利移動については、農地法で一定の規制が設けられています。

Q. 許可を受けないで農地の転用を行ったらどうなりますか？

A. 必要と認めるときには工事の中止や原状回復などの処置を受けることもありますし、処置に従わないと、場合によっては3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられることがあります。

必ず許可を得た上で農地の転用を行ってください。

Q. 農地を売買したり、賃貸したりする場合には許可が必要ですか？

A. 農地を売買または賃貸する場合は、農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要です。許可を受けないでした売買（賃貸）は効力が生じないことになっています。

Q. 一般の株式会社やNPO法人などは、農地を取得して農業を始めることはできますか？

A. 農地法等の一部を改正する法律の施行により、一般の株式会社やNPO法人なども条件を満たせば、農地法第3条第1項の許可を受け、農地等に賃借権（賃貸借、使用貸借）を設定して、農業参入できるようになりました。（ただし、農地の取得は出来ません。）

参入条件については、農業委員会事務局（総合分庁舎内）へお尋ねください。

Q. 高齢となり農地の管理ができません。誰か農地を借りてくれる人や買ってくれる人がいないでしょうか？

A. 農業委員会では「あっせん申し出」という制度があります。この申し出が出された後、農業委員会では担当委員を決めて、農地を借りてくれる・買ってくれる農業者を探します。ただし、普通の不動産同様に必ず相手が見つかるとは限りませんので、その間は所有者の方が農地を管理する義務があります。

※「あっせん申し出」は農業委員会事務局にある所定用紙への記入が必要ですが、地区担当委員（最終ページへ掲載）へご相談いただいても構いません。

Q. 農地を管理することができません。このままだと雑草が生えて近隣の方に迷惑をかけるかにもなるので、どうすればいいでしょうか？

A. 所有地の管理は所有者の義務ではありますが、ここ最近、様々な理由により、管理ができないという相談が多くなっています。ただ、農地が管理されていないと、雑草が生い茂り、病害虫やキツネ等が生息し、近隣の住民や農作物に悪影響を及ぼします。また見通しが悪くなり、不法投棄や犯罪等の事案にも発展する可能性が考えられます。

農業委員会ではこういった未管理農地を発見し次第、所有者へ文書を発送し農地管理のお願いをしております。

ご自身で管理ができない場合は、草刈り業者等のあっせんもしております。

農地をそのまま放ったらかしにしていることで、迷惑をしている方が必ずおりますので、農業委員会事務局（総合

北斗市農業委員会総会等日程一覧

北斗市農業委員会総会開催日	議案締切日	現況調査日	現況締切日	農地相談日	農地巡回指導日
第11回 令和2年 1月30日(木)	1月15日(水)	1月15日(水)	1月 8日(水)	1月15日(水)	
第12回 令和2年 2月27日(木)	2月14日(金)	2月12日(水)	2月 5日(水)	2月17日(月)	
第13回 令和2年 3月26日(木)	3月13日(金)	3月11日(水)	3月 4日(水)	3月16日(月)	
第14回 令和2年 4月27日(月)	4月15日(水)	4月 8日(水)	4月 1日(水)	4月15日(水)	4月16日(木)
第15回 令和2年 5月28日(木)	5月15日(金)	5月13日(水)	5月 7日(木)	5月15日(金)	5月18日(月)
第16回 令和2年 6月25日(木)	6月15日(月)	6月10日(水)	6月 3日(水)	6月15日(月)	6月16日(火)
第17回 令和2年 7月30日(木)	7月15日(水)	7月 8日(水)	7月 1日(水)	7月15日(水)	7月16日(木)
第18回 令和2年 8月27日(木)	8月17日(月)	8月12日(水)	8月 5日(水)	8月17日(月)	8月18日(火)
第19回 令和2年 9月24日(木)	9月15日(火)	9月 9日(水)	9月 2日(水)	9月15日(火)	9月16日(水)
第20回 令和2年10月29日(木)	10月15日(木)	10月14日(水)	10月 7日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)
第21回 令和2年11月26日(木)	11月16日(月)	11月11日(水)	11月 4日(水)	11月16日(月)	11月19日(木)
第22回 令和2年12月17日(木)	12月 7日(月)	12月 3日(木)	12月 2日(水)	12月 7日(月)	
第23回 令和3年 1月28日(木)	1月15日(金)	1月13日(水)	1月 6日(水)	1月15日(金)	
第24回 令和3年 2月25日(木)	2月15日(月)	2月10日(水)	2月 3日(水)	2月15日(月)	
第25回 令和3年 3月25日(木)	3月15日(月)	3月10日(水)	3月 3日(水)	3月15日(月)	

～ 農業や農地に関するご相談等、お気軽にご連絡ください ～

第6期 北斗市農業委員会委員 及び		第2期 農地利用最適化推進委員名簿	
【農業委員】任 期 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日		【推進委員】任 期 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	
氏 名	主な担当地区	氏 名	主な担当地区
山 田 長 政	追分、七重浜、久根別、東浜	山 本 浩 幸	追分、七重浜、久根別、東浜
落 合 修	中央地区、茂辺地・当別方面	高 橋 俊 博	清川、野崎、中野、中央地区、茂辺地、当別方面
栴 澤 健 一	大工川、押上、添山、桜岱、水無、三好	大 山 正 志	大工川、押上、添山、桜岱、水無、三好
時 田 孝 喜	清川、野崎、中野、文月、村内、向野	坂 本 常 光	稲里、市渡、白川、本郷
山 本 正 人	清川、野崎、中野	鹿 角 昭 夫	文月、村内、向野、細入、本町
吉 田 勝 幸	市渡(長橋除く)、中山、村山	鈴 木 敏 勝	稲里、市渡、中山、村山
佐々木 秀 樹	稲里、市渡(長橋含む)	佐 藤 新 一	開発、清水川
笠 原 勝 幸	白川、本郷	加 藤 美 智 子	開発、清水川、東前、千代田、南大野
和 田 勝 雄	細入、本町	島 津 清 美	東前、千代田、南大野
佐々木 敬 子	細入、本町	齊 藤 介 男	萩野、一本木
加 藤 隆	開発、清水川		
岡 村 栄 士	開発、清水川		
澤 田 亨	東前、千代田、南大野		
中 川 哲	萩野、一本木		



未来の自分へ贈り物♪ 農業者年金

国民年金に+ (プラス) 農業者年金で豊かな老後を送りましょう！
 農業者年金は、ご自身が支払った年金保険料とその運用実績で受け取る年金額が決まる「積立方式」の公的年金です。

- 【加入要件】
- ①年間60日以上農業に従事していること
 - ②国民年金第1号被保険者であること(保険料納付免除者は除く)
 - ③60歳未満であること(農地を所有していなくても可)
- 【おすすめポイント】
- ①保険料の金額は経営状況や老後設計に応じてご自身で設定(いつでも変更)
 - ②納めた保険料は社会保険料控除の対象(所得税、住民税の減額)
 - ③終身年金で、しかも80歳まで保証(万一、80歳前に亡くなられた場合は、受取り年金相当額を遺族へお支払い)
 - ④一定の要件を満たす人には保険料の国庫補助あり

加 栴 高 山 鹿 時 吉
 藤 澤 橋 田 角 田 田
 美 健 俊 長 昭 孝 勝
 智 一 博 政 夫 喜 幸

編集委員

営農や暮らしの情報がいっぱい！



毎週金曜日発行
 月700円(送料・税込)
 年8,400円
 電子版もあります

■購読の申込みは市農業委員会へお気軽に連絡ください。 ☎ 77-8811
 ■発行所 全国農業会議所